

守子会第6号
令和4年11月25日

守口市長 西端 勝樹 様

守口市子ども・子育て会議
会長 久保田 健一郎

「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し（今後の公民連携による受入方策等）について（答申）

令和4年8月30日付け守子政564号で諮問がありました標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約しましたので答申いたします。

記

本会議は、令和4年8月30日に諮問を受けた「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し（今後の公民連携による受入方策等）について、延べ4回にわたり各委員からの意見をもとにあらゆる角度から活発かつ慎重な審議を重ねてきた。

今後、教育・保育の2号認定及び3号認定（1－2歳）の量の見込みに対する確保方策の不足が見込まれる状況において、市としての更なる確保方策の検討が急務となっているが、今後の受け皿確保の検討にあたっては、国の補助制度の仕組みなどから高コストとなり、開設の運営についても硬直的対応となりがちな公主導ではなく、民間主導により、教育・保育の質を確保しつつ、その時点時点での状況に合わせた定員確保策を講じていただき、市行政はその取り組みをしっかりと後押しする、守口市がこれまで進めてきて確かな経験と実績を有する「公私連携による確保方策の確立、推進」を着実に実施されたい。

本会議は、守口市が掲げる「いつまでも住み続けたいまち 守口」を基本理念としたまちの実現に邁進されることを期待し、これまで積み重ねてきた審議を踏まえて修正された別添の「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し（案）」を総意として取りまとめたところである。

なお、審議経過で示された意見のうち、本計画の推進にあたって、特に留意されたい以下の点について付言する。

<今後の教育・保育の確保方策について>

- 1 特別な配慮を必要とする児童の受入れについて、公立施設に加え民間園も含めた市全体としてしっかり受入体制を確保できるよう留意するとともに、民間園における加配保育士等の確保に係る支援や、個人情報に十分配慮した上での適切な処遇を目的とした情報提供を含め民間施設と緊密に連携を強化するなど、市行政としての役割をしっかりと果たすこと。
- 2 民間主導による受入確保方策をさらに推進するためには、引き続き市全体で公私連携により保育人材を確保することが重要であるため、現在、市と民間事業者が協働で実施している民間保育士緊急確保支援事業について、当面の受入数不足に対応した定員増が必要と見込まれる間は、現行のスキームを基本とした事業の継続を積極的に検討すること。
- 3 公民連携による確保方策推進にあたっては、保育人材の確保に加え、保育の質を向上させることが重要であることから、市内の保育施設全体における教育・保育の質を向上させるための研修をはじめとする諸施策の充実を検討すること。
- 4 国における保育士等の負担軽減を図る観点から子育て支援員の配置は有効と考えることから、市が実施する子育て支援員研修については、受講機会の拡大を図るため、年2回程度に開催回数を増やすなど支援員の養成及び確保の充実を図ること。

<新規募集・新規認可について>

- 1 教育・保育の確保については、厚生労働省定義の待機児童解消に加え、様々なニーズを有する女性の就労支援の観点から、保育の必要性を認定しているものの利用できていない児童、いわゆる未利用児童への確保方策も重要と考える。
一方で、一施設のみを利用希望される未利用児童保護者もおられることなどから、保育施設の新規募集及び新規認可については、未利用児童の発生動向をしっかりと見極めるとともに、既存施設との連携による利用定員のさらなる拡大を検討したうえで、新規募集及び新規認可の施設数及び募集時期について判断されたい。
- 2 守口市は市独自に実施するゼロ歳からの就学前教育・保育無償化施策など将来的に定住及び人口の社会増を奨励・促進しているが、人口減少と少子化という社会潮流に基づく将来的な児童数の減少を見据え、教育・保育の量に対する確保方策に係る市の中長期的なビジョン・方向性を今後、明確にするとともに、民間認定こども園等の保育環境の確保及び運営の安定に向け、民間園との十分なコミュニケーションを図ること。
- 3 地域・子ども子育て支援事業の「(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」においては、事業者の参入促進を図るとともに、認可等の審査に当たっては、施設面などのハード面に加え、教育・保育の質を担保するために、子どもとの関わりなどのソフト面についても

厳格に確認し、市行政としてのチェック機能をしっかりと果たしていくこと。

<民間認定こども園等の施設整備（建替等）の促進による定員の拡大について>

民間による施設整備の実施に伴う各民間園の児童の受け皿の拡大をさらに推進していくにあたり、引き続き各園の意向を踏まえつつ、早期の施設整備による受入定員拡大が実施できるよう、国制度等を有効に活用した財政支援を継続されたい。

<公立認定こども園の民間移管について>

1 公立認定こども園の民間移管を進めるにあたっては、在園児保護者の意見等をしっかりと傾聴し、丁寧な説明を行うことで、在園児及びその保護者に不安等を与えることのないよう十分に配慮されたい。

また、移管する場合であっても、移管前に在園していた児童は、これまでと変わらず通園可能とし、卒園するまでの間、同施設での教育・保育サービスの提供・利用をしっかりと保障すること。

2 移管先法人の選定にあたっては、利用児童にとって将来にわたってよりよい教育・保育環境となるよう外部専門家を交えて公平公正に選定すること。

3 配慮が必要な児童の受入など、主に公立園がセーフティーネットとして果たしてきた役割については、この間民間施設でも配慮が必要な児童の受入実績を重ねることで、公立施設だけがその役割を全て担うものではないと考えられる。今後も、配慮が必要な児童の受入についても公民連携により市全体としてしっかりと受入体制を整えることができるよう、市としての役割を果たされたい。

<民間認定こども園の教育・保育サービスの充実に向けたさらなる支援について>

民間園の実態及びニーズに即した効果的な支援が行われるよう、具体的な支援の内容については、園の運営にあたる民間事業者の意見等をしっかりと聴取し、利用園児の受入れ拡大及びその教育・保育の充実につながるメニューを今後とも検討すること。